

て いるかどうかの判定その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算

##### 第六十四条の三 第二条第二十九号ハ（定義）

に規定する特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分配利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人課税信託に係る受託法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

##### 2 内国法人が法人課税信託（第二条第二十九号の二ロに掲げる信託に限る。）の

第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

##### 3 前項の内国法人が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額又は損失の額は、当該内国法人のその引継ぎを受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

##### 4 法人課税信託に係る受託法人が当該法人課税信託の受託者の変更により当該法

人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、当該変更後の受託者に当該移転をした資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

##### 5 前項の規定により同項の変更後の受託者が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他受託法人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第十款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

##### 第八款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 省略

2・5 省略

- 6 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

(特定同族会社の特別税率)

第六十七条 内国法人である特定同族会社(被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となつた株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

1・3 省略

2 前項に規定する被支配会社とは、会社の株主等(その会社が自己的の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。)の一人並びにこれと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

3・4 省略

5 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多い金額をいう。

一 当該事業年度の所得等の金額の百分の四十に相当する金額

1・3 省略

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 同上

2・5 同上

(特定同族会社の特別税率)

第六十七条 内国法人である特定同族会社(被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となつた株主又は社員のうちに被支配会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいう。以下この条において同じ。)の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

1・3 同上

2 前項に規定する被支配会社とは、会社の株主又は社員(その会社が自己的の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。)の一人並びにこれと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

3・4 同上

5 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額(当該事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円以下である特定同族会社(第一号において「中小特定同族会社」という。)以外の特定同族会社につては、同号から第三号までに掲げる金額)のうち最も多い金額をいう。

一 当該事業年度の所得等の金額の百分の四十(中小特定同族会社につては、百分の五十)に相当する金額

1・3 同上

四 当該事業年度の前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に

## 6-9 省略

### (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

### 一-3 省略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款及び第七款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第六項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」とする。

### (個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)

第八十一条の三 連結法人の連結事業年度の期間を第二十二条第一項（各事業年度の所得の金額の計算）の事業年度として前章第一節第二款から第十款まで（各事業年度の所得の金額の計算）の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金

は、当該特定同族会社の連結事業年度終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の三十に満たない場合におけるその満たない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

## 6-9 同上

### (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

### 一-3 同上

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款及び第七款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第五項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」とする。

### (個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)

第八十一条の三 連結法人の連結事業年度の期間を第二十二条第一項（各事業年度の所得の金額の計算）の事業年度として前章第一節第二款から第八款まで（各事業年度の所得の金額の計算）の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金

額に限る。以下この章において「個別益金額」という。又は損金の額となる金額（第三十七条（寄附金の損金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限る。以下この章において「個別損金額」という。）は、別段の定めがあるものを除き、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

## 2 省略

### （連結事業年度における受取配当等の益金不算入）

第八十一条の四 連結法人が受ける第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（以下この条において「配当等の額」という。）のうち、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等（株式、出資又は受益権をいう。次項及び第三項において同じ。）に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額、連結法人株式等に係る配当等の額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

## 2 8 省略

### （特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）

#### 第八十一条の九の二 省略

2 欠損等連結法人である連結親法人が該当日（第五十七条の二第一項に規定する該当日を含む。）以後に合併、分割又は現物出資を行う場合には、次の各号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 当該連結親法人が当該連結親法人との間に第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係がない法人（以下この号及び第四項において「非支配法人」という。）との間で当該連結親法人を前条第二項第三号に規定する合併法人等（第四項において「合併法人等」という。）とする同号に規定する適格合併等（以下この号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）である非支配法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同条第二項第三号に規定する未処理欠損金額又は同号に掲げる連結欠損

額に限る。以下この章において「個別益金額」という。又は損金の額となる金額（第三十七条（寄附金の損金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限る。以下この章において「個別損金額」という。）は、別段の定めがあるものを除き、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

## 2 同上

### （連結事業年度における受取配当等の益金不算入）

第八十一条の四 連結法人が受ける第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（以下この条において「配当等の額」という。）のうち、連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等（株式、出資又は受益証券をいう。次項及び第三項において同じ。）に係る配当等の額の百分の五十に相当する金額、連結法人株式等に係る配当等の額並びに関係法人株式等に係る配当等の額は、その連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

## 2 8 同上

### （特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）

#### 第八十一条の九の二 同上

2 欠損等連結法人である連結親法人が該当日（第五十七条の二第一項に規定する該当日を含む。）以後に合併、分割又は現物出資を行う場合には、次の各号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 当該連結親法人が当該連結親法人との間に第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係がない法人（以下この号及び第四項において「非支配法人」という。）との間で当該連結親法人を前条第二項第三号に規定する合併法人等（第四項において「合併法人等」という。）とする同号に規定する適格合併等（以下この号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）である非支配法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同条第二項第三号に定める未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該適格合

**金個別帰属額**（当該適格合併等が当該連結親法人の適用事業年度（第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）又は適用連結事業年度開始の日以後五年を経過する日以後五年を経過する日（その経過する日が特定支配日以後五年を経過する日後に行われるものである場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）前条第二項

## 二 省 略

3 前条第二項の連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号に規定する最初連結親法人事業年度開始の日の前日において欠損等法人又は欠損等連結法人である場合には、当該連結親法人又は連結子法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号に規定する欠損金額又は同項第一号イに規定する欠損金額若しくは同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

4 前条第二項の連結親法人が欠損等法人又は欠損等連結法人である非支配法人との間で当該連結親法人を合併法人等とする適格合併等を行う場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等である当該非支配法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号に規定する欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は適用しない。

3 前条第二項の連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号に規定する最初連結親法人事業年度開始の日の前日において欠損等法人又は欠損等連結法人である場合には、当該連結親法人又は連結子法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号又は同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は適用しない。

4 前条第二項の連結親法人が欠損等法人又は欠損等連結法人である非支配法人との間で当該連結親法人を合併法人等とする適格合併等を行う場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等である当該非支配法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

## 5 省 略

### （各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）

#### 第八十一条の十二 省 略

6 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

### （連結特定同族会社の特別税率）

第八十一条の十三 連結法人（連結親法人が第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当するものに限る。次項及び第五項において同じ。）の各連結事業年度の連結留保金額が連結留保控除額を超える場合には、その連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、

併等が当該連結親法人の適用事業年度（第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）又は適用連結事業年度開始の日以後三年を経過する日（その経過する日が特定支配日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、同日）後に行われるものである場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は適用連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）前条第二項

## 二 同 上

3 前条第二項の連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号に規定する最初連結親法人事業年度開始の日の前日において欠損等法人又は欠損等連結法人である場合には、当該連結親法人又は連結子法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号又は同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は適用しない。

4 前条第二項の連結親法人が欠損等法人又は欠損等連結法人である非支配法人との間で当該連結親法人を合併法人等とする適格合併等を行う場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等である当該非支配法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

## 5 同 上

### （各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）

#### 第八十一条の十二 同 上

#### 2 5 5 同 上

### （連結特定同族会社の特別税率）

第八十一条の十三 連結法人（連結親法人が第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の各連結事業年度の連結留保金額が連結留保控除額を超える場合には、その連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、

は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、その超える部分の連結留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

### 一〇三 省略

#### 2・3 省略

4 第一項に規定する連結留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多い金額をいう。

一 当該連結事業年度の連結所得等の金額の百分の四十に相当する金額

### 二・三 省略

#### 5・7 省略

##### (連結法人税の個別帰属額の計算)

#### 第八十一条の十八 省略

2 前項の連結法人に係る連結親法人が第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各連結事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額の当該額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない連結事業年度にあつては、同項に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項に規定する税率として、同項の規定を適用する。

#### 3 省略

前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、その超える部分の連結留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

### 一〇三 同上

#### 2・3 同上

4 第一項に規定する連結留保控除額とは、次に掲げる金額（連結親法人の当該連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える場合にあつては、第一号から第三号までに掲げる金額）のうち最も高い金額をいう。

一 当該連結事業年度の連結所得等の金額の百分の四十（連結親法人の当該連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円以下である場合にあつては、百分の五十）に相当する金額

### 二・三 同上

四 各連結法人の前年度総資産額（当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度（その前日の属する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日の属する事業年度。以下この号において「前連結事業年度等」といいう。）終了の時における総資産の額として政令で定める金額をいう。）の合計額に対する当該各連結法人の当該前連結事業年度等の終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の合計額の割合が百分の三十に満たない場合におけるその満たない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

#### 5・7 同上

##### (連結法人税の個別帰属額の計算)

#### 第八十一条の十八 同上

2 前項の連結法人に係る連結親法人が第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）に規定する連結親法人である場合には、各連結事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない連結事業年度にあつては、同項に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項に規定する税率として、同項の規定を適用する。

#### 3 同上

## 第一節 課税標準及びその計算

### (特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)

**第八十二条の二** 特定信託の受託者である内国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

### (特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

**第八十二条の三** 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第一章第一節第二款から第八款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十二条から第四十六条まで（固定資産等の圧縮額の損金算入等）及び第五十三条（返品調整引当金）並びに第四款第九目（契約者配当等）及び第六款（組織再編成に係る所得の金額の計算）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

## 第二節 税額の計算

### (特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

**第八十二条の四** 特定信託の受託者である内国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

### (同族特定信託の特別税率)

**第八十二条の五** 同族特定信託の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である内国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一 年三千万円以下の金額 百分の十

二 年三千万円を超える、年一億円以下の金額 百分の十五

三 年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する同族特定信託とは、受益権を有する者（第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する被支配会社（以下この項において「被支配会社」という。）でない法人を除く。）の一人並びにこれと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（被支配会社でない法人を除く。）が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十を超えるものとして政令で定める特定信託をいう。

3 第一項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額（次条及び第八十二条の七（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。この場合において、本文に規定する留保した金額は、各計算期間に係る収益の分配が当該各計算期間の末日に行われたものとして計算する。

4 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいづれか多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の四十に相当する金額  
二 年二千万円

5 計算期間が一年に満たない第一項に規定する同族特定信託に対する同項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年二千万円」とあるのは「二千万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の場合において、特定信託が同項の同族特定信託に該当するかどうかの判定は、当該特定信託の当該計算期間終了時の現況による。

#### (特定信託に係る所得税額の控除)

第八十二条の六 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

#### (特定信託に係る外国税額の控除)

第八十二条の七 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税（第六十九条第一項（内国法人に係る外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を納付することとなる場合（特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外國法人税を納付することとなる場合を除く。）には、当該計算期間の所得の金額につき第八十二条の四（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該計算期間の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「控除限度額」という。）を限度として、その外國法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額を除く。次項及び第三項において「控除対象外國法人税の額」という。）を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において納付することとなる控除対象外國法人税の額が当該計算期間の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、前三年内計算期間（当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間をいう。次項において同じ。）の控除限度額のうち当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該計算期間の所得に対する法人税の額か

ら控除する。

3 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の控除限度額に満たない場合において、その前三年内計算期間において納付することとなつた控除対象外国法人税の額のうち当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

4 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産について納付することとなつた外国法人税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた後において当該外国法人税の額が減額された場合におけるこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。

5 第六十九条第十六項から第十八項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは「第八十二条の七第一項（特定信託に係る外国税額の控除）」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「の額」とあるのは「の額（同項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。次項において同じ。）」と、「一、同項」とあるのは「一、同条第一項」と、同条第十七項中「第二項及び第三項」とあるのは「第八十二条の七第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度又は連結事業年度」とあるのは「繰越控除限度額（同条第二項に規定する繰越控除限度額をいう。以下この項において同じ。）又は繰越控除対象外国法人税額（同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額をいう。以下この項において同じ。）に係る計算期間」と、「事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度」とあるのは「計算期間以後の各計算期間について当該各計算期間の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各計算期間」と、「確定申告書又は当該各連結事業年度の連結控除限度額個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した連結確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「とする事業年度の確定申告書」とあるのは「とする計算期間の特定信託確定申告書」と、「当該各事業年度の確定申告書に当

該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度」とあるのは「当該各計算期間の特定信託確定申告書に当該各計算期間の控除限度額及び当該各計算期間」と、「記載された金額又は当該各連結事業年度の連結確定申告書に当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外國法人税の額として記載された金額」とあるのは「記載された金額」と、同条第十八項中「第一項」とあるのは「第八十二条の七第一項」と、「又は連結控除限度個別帰属額若しくは個別控除対象外國法人税の額をいう」とあるのは「をいう」と、「確定申告書又は連結確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「につき第一項」とあるのは「につき同条第一項」と読み替えるものとする。

### 第三節 申告、納付、還付等

#### (特定信託に係る中間申告)

**第八十二条の八** 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託の計算期間が六月を超える場合（政令で定める場合を除く。）には、当該計算期間開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該特定信託の当該計算期間の前計算期間の特定信託確定申告書に記載すべき第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該計算期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前計算期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2) 前項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

#### (特定信託中間申告書の提出がない場合の特例)

**第八十二条の九** 特定信託中間申告書を提出すべき内国法人がその特定信託中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その内国法人については、その提出期限において、税務署長に対し前条第一項各号に掲げる事項を記載した特定信託中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

#### (特定信託に係る確定申告)

第八十二条の十 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託の各計算期間終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該特定信託の決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該計算期間の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 前号に規定する所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三 第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四 特定信託の受託者であるその内国法人が当該計算期間につき特定信託中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、当該計算期間に係る貸借対照表、損益計算書その他財務省令で定める書類を添付しなければならない。

#### (特定信託に係る中間申告による納付)

第八十二条の十一 特定信託中間申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した第八十二条の八第一項第一号（特定信託中間申告書の記載事項）に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

#### (特定信託に係る確定申告による納付)

第八十二条の十二 第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第一号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

#### (特定信託に係る所得税額等の還付)

**第八十二条の十三** 特定信託確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書

に第八十二条の十第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

**2| 第七八条第二項から第四項まで（所得税額等の還付）** の規定は、前項の規定

を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第三項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

**（特定信託に係る中間納付額の還付）**

**第八十二条の十四** 特定信託中間申告書を提出した内国法人からその特定信託中間

申告書に係る計算期間の特定信託確定申告書の提出があつた場合において、その特定信託確定申告書に第八十二条の十第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2| 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の特定

信託中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3| 第七十九条第三項から第六項まで（中間納付額の還付）の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第四項中「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

**（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）**

**第八十二条の十五** 特定信託の受託者である内国法人の青色申告書である特定信託

確定申告書を提出する計算期間において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る計算期間（以下この項において「欠損計算期間」という。）開始の日以前一年以内に開始したいづれかの計算期間の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）の規定によ

り控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの計算期間（以下この条において「還付所得計算期間」という。）の所得の金額のうちに占める欠損計算期間の欠損金額（この条の規定により他の還付所得計算期間の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

- 2) 前項の場合において、既に当該還付所得計算期間の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得計算期間の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得計算期間の所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。
- 3) 第八十一条第三項及び第五項から第七項まで（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「還付所得計算期間」であるのは、「当該特定信託につき第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）に規定する還付所得計算期間」と、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「還付所得計算期間」であるのは、「当該特定信託につき第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）に規定する還付所得計算期間」と、「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と、「欠損事業年度」であるのは、「欠損計算期間」と、同条第五項中「その還付」とあるのは、「その還付の請求に係る特定信託の名称、その還付」と、「法人税の額」とあるのは、「第八十二条の十五第一項に規定する法人税の額」と、同条第七項中「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

#### （前計算期間の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

- 第八十二条の十六 第八十一条の二（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）の規定は、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十条の二中「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と、「第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書の記載事項）に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十二条の二十二第一項第一号から第五号まで（連結確定申告書）とあるのは、「第八十二条の十第一項第一号から第五号まで（特定信託確定申告書）と、「事業年度後若しくは連

結事業年度後の事業年度の確定申告書」とあるのは「計算期間後の計算期間の特定信託確定申告書」と、「受けた当該事業年度」とあるのは「受けた当該計算期間」と、「第七十四条第一項第二号又は第四号」とあるのは「第八十二条の十第一項第二号又は第四号」と、「第七十四条第一項第一号に」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号に」と読み替えるものとする。

(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継等)

- 第八十二条の十七** 特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ（以下この条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした当該特定信託の受託者に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした当該特定信託の受託者が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。
- 2 特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下この条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した内国法人は、当該特定信託分割をした当該特定信託の受託者に課されるべき、又は当該特定信託分割をした当該特定信託の受託者が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。
- 3 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税に係る国税通則法又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立人について特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人又は当該特定信託に係る営業を承継した内国法人は、不服申立人の地位を承継する。
- 4 前項の場合において、不服申立人の地位を承継した内国法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている税務署長その他の行政機関の長に届け出なければならない。この場合には、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割の事実を証する書面を添付しなければならない。
- 5 特定信託の受託者の信託財産について当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を行ふことができる。

**第九十二条** 内国法人である普通法人又は協同組合等（以下この章において「内国普通法人等」という。）が解散（合併による解散及び信託特定解散を除く。以下この章において同じ。）をした場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、解散による清算による清算所得の金額とする。

- 2 前項に規定する信託特定解散とは、法人課税信託（第二条第二十九号の二〇）（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）が存することとなつたことに基因して第四条の七八号（受託法人等に關するこの法律の適用）の規定により同条に規定する受託法人が解散したものとされる場合におけるその解散をいう。

（清算中の所得に係る予納申告）

第一百二条 省略

- 2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款、第四款及び第七款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十九条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第六項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書」（記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書）と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書」とする。

**第九十二条** 内国法人である普通法人又は協同組合等（以下この章において「内国普通法人等」という。）が解散（合併による解散及び信託特定解散を除く。以下この章において同じ。）をした場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、清算所得の金額とする。

（清算中の所得に係る予納申告）

第一百二条 同上

- 2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款及び第四款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）及び第五十九条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書」（記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書）と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書」とする。

3 省略

(青色申告)

第一百二十一條 省略

(青色申告)

第一百二十一條 同上

- 2| 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託について、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

前項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

(青色申告の承認の申請)

卷之二

- 31  
4 特定信託に係る当該計算期間以後の各計算期間の前条第二項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内法人は、当該計算期間開始の日の前日までに、その特定信託の名称、当該計算期間開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 前項の場合において、当該計算期間が次の各号に掲げる計算期間に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

二 次に掲げる日の属する計算期間（次号において「第一計算期間」という。）

イ 同日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか早い日

ロ 特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）の締結の日

ハ 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた日

二 第一計算期間が三月に満たない場合における当該第一計算期間後の各計算期間（第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託に係る前号イからハまでに掲げる日以後三月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限る。）当該特定信託に係るこれらの規定に掲げる日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか早い日

(青色申告の承認申請の却下)

第一百二十三条 稅務署長は、前条第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 前条第一項に規定する当該事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百二十六条第一項(青色申告法人の帳簿書類)に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと。

二 省 ろ

三 第百二十七条第二項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受け、又は第百二十八条(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

四 省 ろ

(青色申告の承認等の通知)

第一百二十四条 稅務署長は、第百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(青色申告の承認があつたものとみなす場合)

第一百二十五条 省 ろ

(青色申告の承認等の通知)

第一百二十四条 稅務署長は、第百二十二条第一項又は第三項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(青色申告の承認があつたものとみなす場合)

第一百二十五条 同 上

(青色申告の承認等の通知)

第一百二十二条第三項の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該計算期間終了の日(当該計算期間について特定信託中間申告書を提出すべき場合については、当該計算期間開始の日以後六月を経過した日の前日)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

3) 第百二十二条第四項第一号イに規定する特定信託の契約が締結された場合、特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた場合又は特定信託の信託当事者の引継ぎがあつた場合において、その特定信託の受託者である内国法人が第百二十二条第一項(青色申告)の承認を受けている内国法人であるときは、当該特定信託の同号に定める日の属する計算期間以後の各計算期間の第百二十二条第二項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することにつき同日において同項の承認があつたものとみなす。

(青色申告の承認申請の却下)

第一百二十三条 稅務署長は、前条第一項又は第三項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 前条第一項に規定する当該事業年度又は同条第三項に規定する当該計算期間に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第百二十六条第一項(青色申告法人の帳簿書類)に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと。

二 同 上

三 第百二十七条第三項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受け、又は第百二十八条第一項若しくは第二項(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

四 同 上

(青色申告法人の帳簿書類)

第一百二十六条 第百二十二条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2　納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第一百二十二条第一項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

(青色申告の承認の取消し)

第一百二十七条 省略

(青色申告の承認の取消し)

第一百二十七条 同上

2　特定信託につき第一百二十二条第二項の承認を受けた内国法人について次の各号のいずれかに該当する場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める計算期間までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該計算期間開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一　当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する財務省令で定めるところに従つて行われていないこと。　当該計算期間

二　当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類について前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。　当該計算期間

三　当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。　当該計算期間

四　当該特定信託につき第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。　当該申告書に係る計算期間

3　税務署長は、第一項又は前項の規定による取消しの処分をする場合には、これらの規定の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない。

(青色申告の取りやめ)

第二百二十八条 省略

(青色申告の取りやめ)

第二百二十八条 同上

2 特定信託につき第二百二十二条第二項の承認を受けている内国法人は、各特定信託につき当該計算期間以後の各計算期間の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとするときは、当該計算期間終了の日の翌日から二月以内に、そのやめようとする特定信託の名称、当該計算期間開始の日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該特定信託の当該計算期間以後の各計算期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

(組織再編成に係る行為又は計算の否認)

第二百三十二条の二 稽務署長は、合併、分割、現物出資若しくは事後設立（第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。）又は株式交換若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、第一号又は第二号に掲げる法人の株式（出資を含む。第二号において同じ。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不适当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、稽務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

- 一 合併等をした一方の法人又は他方の法人
- 二 合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）
- 三 前二号に掲げる法人の株主等である法人（前二号に掲げる法人を除く。）

(組織再編成に係る行為又は計算の否認)

第二百三十二条の二 稽務署長は、合併、分割、現物出資若しくは事後設立（第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。）又は株式交換若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、これらの法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、当該一方の法人又は他方の法人の株式（出資を含む。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不适当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、稽務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

(特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付)

第二百三十四条の三 内國法人の提出した特定信託確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第八十二条の十第一項第三号（所得税